

役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 親愛会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、理事及び監事・評議員（以下「役員」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(役員の業務)

第2条 この規程により報酬を得る役員の業務は、理事会が特に必要と認める業務とする。

(実費弁償)

第3条 理事会・評議員会に出席する役員に対して、実費として1回につき 8,000円を弁償することができる。ただし、同一日に理事会に出席する場合は、1回とみなす。

2 監事が定款第11条第1項の規定により監査したときは、前項の規定を準用する。

3 第2条の業務に従事する役員に対して、当該役員が利用する交通機関の運賃相当額を実費として弁償することができる。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 15年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26年 3月23日一部改正。

附 則

この規程は、令和 2年 3月22日一部改正。